

鳥モモデルの指定期定

4 安易な餌付けの防止
4 安易な餌付けの防止

(1) 市民の理解を得ること。事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの解得を得ること。(2) 飼育事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を行うこと。

(3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の防止を図ること。

5 法令の普及の徹底、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

鳥類の使用、¹² 網釣り等の規制は、¹³ 鳥類の捕獲等に付する規制である。

法第80条第1項に基づく本法の適用に追加、法第35条に基づく本法の適用に追加、法第1項に基づく特定獣具使用区域等に特有の規制等の規定を除く。この規定は法改正により適用され、法第80条第1項に基づく本法の適用に追加される。

第九章 鳥獣事業保護計画に關する事項 第八章 保育事業の実施体制に關する事項 第七章 動物保護計画に關する事項 第六章 犬等の飼育規制に關する事項 第五章 犬等の飼育規制に關する事項 第四章 犬等の飼育規制に關する事項 第三章 犬等の飼育規制に關する事項 第二章 犬等の飼育規制に關する事項 第一章 犬等の飼育規制に關する事項

鳥獣行政担当として以下の大項目を盛り込みることとする。

2 烏獸保護員の活動について
(1) 烏獸保護員の主な活動は、狩獵取締り、鳥獸保護区の管理、鳥獸の生態状況調査、普及啓発等である。しかし、地域における環境保護区における鳥獸保護区に生じていることから、從来から鳥獸保護員の活動に対する要請がいくつある。

(2) 鳥獣の保護員の任命権理又は狩猟制度についての知識から専門性を有する者に付与する。この権限は、地域別に定められ、各管轄区域の鳥獣保護課長が行う。この権限は、鳥獣保護課長が行う。

等、各都道府県での鳥獣保護事業の実施状況に応じた人頭数の配置の状況を確認するものとする。

保護管理の相手の考え方

5 取締り等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

のとす。取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

①巡回に重点を置くこと。
②多くの鳥獣違法者を多く見つけること。
③特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養され鳥の販売等並びにその他の取締りを行うこと。

(4) 特に鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにその他の取締りを行うこと。

(5) 飼養された鳥獣の輸出業者、加工業者及び食品関係者等を対象とした、鳥獣及びその他の取締りを行なう。

(6) 我が国に生息する鳥類を登録票あるものであります。愛がんから、鳥類の違法な飼養に重点的に取り組むこと。

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに応じて鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備する。

(8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の講習会の開催等により、各都道府県の狩猟者団体質の向上に努めるものとする。

(9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させることなく乱を防ぐため、運搬強化による連携を一層密にする。

(10) 警察当局との連携を設置する等一層の連携強化に努める。

ものとする。取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

①過去数年間に重なるものとす。なお、狩猟者を多く見つけること。
②多くの鳥獣違法者を多く見つけること。
③特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養され鳥の販売等並びにその他の取締りを行うこと。

(4) 特に鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販賣等並びにその他の取締りを行うものとする。

(5) 飼養された鳥獣の輸出業者、加工業者及び食品関係者等を対象とした、鳥獣及びその他の取締りを行なう。

(6) 我が国に生息する鳥類を登録票あるものであります。愛がんから、鳥獣の違法な飼養に重点的に取り組むこと。

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに応じて鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

(8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の講習会の開催等により、各都道府県の狩猟者団体質の向上に努めることとする。

(9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させることなく乱を防ぐため、運搬強化による連携を一層密にする。

(10) 警察当局との連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

<p>6 必要な財源の確保 鳥獣保護税(目的的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に必要な事項</p> <p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県に踏まえ、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題を整理する。</p>	<p>2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されている鳥獣に応じた保護管理に記載する。</p>	<p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されることは、必要に応じて対象種と保護管理の考え方を記載する。</p>	<p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されることは、必要に応じて対象種と保護管理の考え方を記載する。</p>
<p>6 必要な財源の確保 鳥獣保護税(目的的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に必要な事項</p> <p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県に踏まえ、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題を整理する。</p>	<p>2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されることは、必要に応じて対象種と保護管理の考え方を記載する。</p>	<p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されることは、必要に応じて対象種と保護管理の考え方を記載する。</p>	<p>1 第二種保護管理の考え方 都道府県のレッダリストに記載されることは、必要に応じて対象種と保護管理の考え方を記載する。</p>

